

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：佐井村

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の職員の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	103.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	103.4%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び禁則年数の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の職員の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	99.4%
本庁係長相当職	95.1%

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の職員の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	—
３１～３５年	102.8%
２６～３０年	95.5%
２１～２５年	86.4%
１６～２０年	—
１１～１５年	99.2%
６～１０年	88.3%
１～５年	81.6%

【説明欄】

- ・役職段階別、本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分については女性職員が１名のため非公表。
- ・勤続年数別の３６年以上に該当する職員が男女各１名のため非公表。
- ・勤続年数別の１６年～２０年は該当する職員がいないため記載なし。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。